

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 指定納付受託者の指定……………（デ）
デジタルサービス局デジタル戦略部デジタル改革課…
- 東京都青少年の健全な育成に関する条例第八条の
規定による図書類の指定……………
…（生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課）…
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………（同）…
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
（三件）……………（同）…

告示

●東京都告示第千二百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一
条の二の三第一項に規定する指定納付受託者を次のとおり
指定したので、東京都会計事務規則（昭和三十九年東京
都規則第八十八号）第三十七条の三の規定により告示する。
令和六年十二月十三日

一 指定納付受託者の名称及び所在地
東京都知事 小 池 百合子

大和ハウスフィナンシャル株式会社

大阪府大阪市中央区北浜東四番三十三号

二 指定納付受託者に納付させる歳入の内容

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第六十四
号）第八条第一項に規定する本庁の局、室並びに住宅政

策本部、教育庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事

務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務

局及び東京消防庁の窓口等において、指定納付受託者に

対する納付の委託の用に供する端末機を利用して納付さ

れる使用料、手数料、財産運用収入、受託事業収入及び

雑入

三 指定日

令和七年一月一日

●東京都告示第千二百二十四号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年
東京都条例第百八十一号）第八条第一項の規定により、青
少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定
する。

令和六年十二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

図書類

指定番号

種類

名称、号刊、共通雑誌
コード及び発行者

指定理由

四三五二 書籍

carameeコミッ
クス

著しく性的感
情を刺激し、

ヒモの俺、スパダリふ

青少年の健全

株式会社ファンギルド

な成長を阻害
するおそれがある。

●東京都告示第千二百二十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八
条第一項の規定に基づき大井一丁目南第1地区市街地再開
発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項にお
いて準用する同法第十九条第一項の規定により、次のよう
に告示する。

令和六年十二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

大井一丁目南第1地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年十月十六日から令和六年十二月三十一日
まで

三

施行地区

品川区大井一丁目及び大井二丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区大井一丁目三十四番十一号

平成二十六年十月十六日

五 変更の内容

事業施行期間を令和七年三月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和六年十二月十三日

●東京都告示第千二百二十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八
条第一項の規定に基づき板橋駅西口地区市街地再開発組合
の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用す

